

みやぎ県民会議損害賠償請求ワーキンググループ の活動状況等について

平成 24 年 3 月 23 日（金）
環境生活部原子力安全対策課

1 民間団体の被害状況調査結果について

- (1) 実施時期：平成 24 年 1 月 10 日から平成 24 年 1 月 31 日
- (2) 調査方法：みやぎ県民会議構成団体の民間事業者等 28 団体を対象に実施。
- (3) 調査結果：【別添資料 1】のとおり。

2 みやぎ県民会議損害賠償請求WG研修会について

- (1) 開催日時：平成 24 年 2 月 20 日（月） 午後 2 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 開催場所：パレス宮城野 2 階 大会議室「はぎの間」
- (3) 研修内容：
 - ① 民間団体における被害状況調査の取りまとめ結果について（報告）
宮城県 環境生活部 原子力安全対策課 主任主査 笹原 剛志
 - ② 原子力発電所事故に関する損害賠償制度の概要について（講演）
仙台弁護士会 災害対策本部 事務局次長 佐々木 好志 氏
 - ③ JA グループにおける損害賠償請求の取組について（講演）
宮城県農業協同組合中央会 嘗農農政部 嘗農担当次長 尾本 満雄 氏
- (4) 参集範囲：みやぎ県民会議構成団体及びその傘下会員等、庁内関係各課
- (5) 参加人数：95 名（うち県職員 15 名）
- (6) その他：研修会終了後に、アンケートを実施。結果は【別添資料 2】のとおり。

【別添資料 1】

東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る民間団体の被害状況調査について

1 調査方法

東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議構成団体等を通じ、各団体傘下会員等における原子力発電所事故に係る被害状況について調査を行った。

被害を受けた事業者ごとに、被害対象、被害内容、被害額等について、調査を依頼した段階で、各団体が既に把握しているものの回答を依頼したが、一部の構成団体では各傘下会員に対して別途調査を実施し、その結果について報告があった。

2 調査結果

被害状況調査の結果、16 団体 338 事業者から被害の報告があり、被害件数については、一事業者から複数の被害件数が報告された事例も含めると延べ 508 件となった。また、報告のあった 338 事業者のうち具体的な被害額を計上した事業者は 157 事業者で、その総額は約 34 億円となつた。

これらを業種別に 9 分類、被害類型別に大分類 2 分類、小分類 21 分類として被害解析を行った（表 1）。

表 1 解析に用いた業種別の分類と被害類型別の分類

業 種	被害の類型		
	大分類	小分類	
農林水産業	逸失利益	売上減少 マーケット喪失 財物価値損失	予約キャンセル 来客数減少 生産自粛等
卸・小売業		輸出関連 返品	
宿泊業	飲食店	その他	
私立幼稚園	運輸業		検査費用 代替品調達 検査機器
その他			除染費用 修理費用 人件費 広報費用
		迂回費用	その他

(1) 事業者数

被害報告のあった事業者数 338 社を業種別に見ると、「卸・小売業」、「製造業」が最も多く、「農林水産業」の順で多かった（図 1）

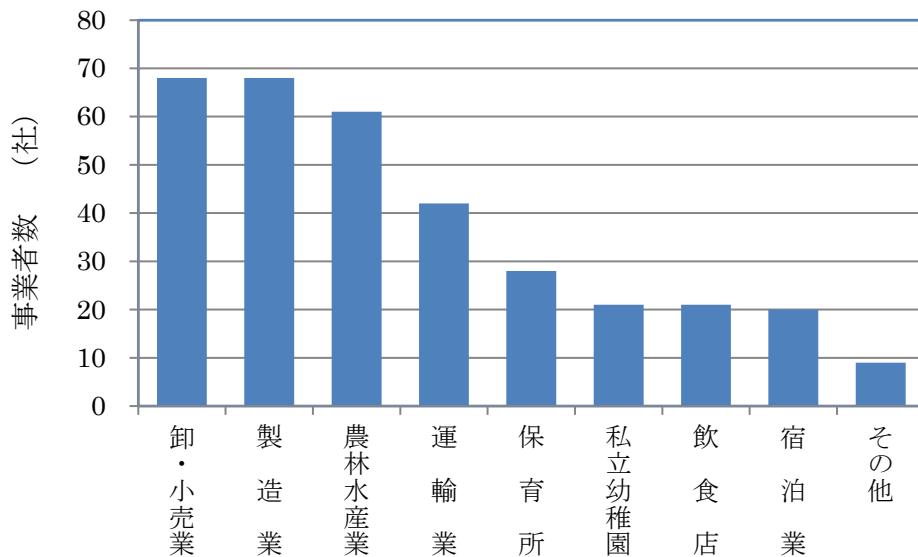


図 1 業種別の被害のあった事業者数

(2) 被害件数

延べ被害件数は 508 件であった。被害件数の報告状況を業種別に見ると、「製造業」が最も多く、次いで「農林水産業」、「卸・小売業」の順で多かった（図 2）

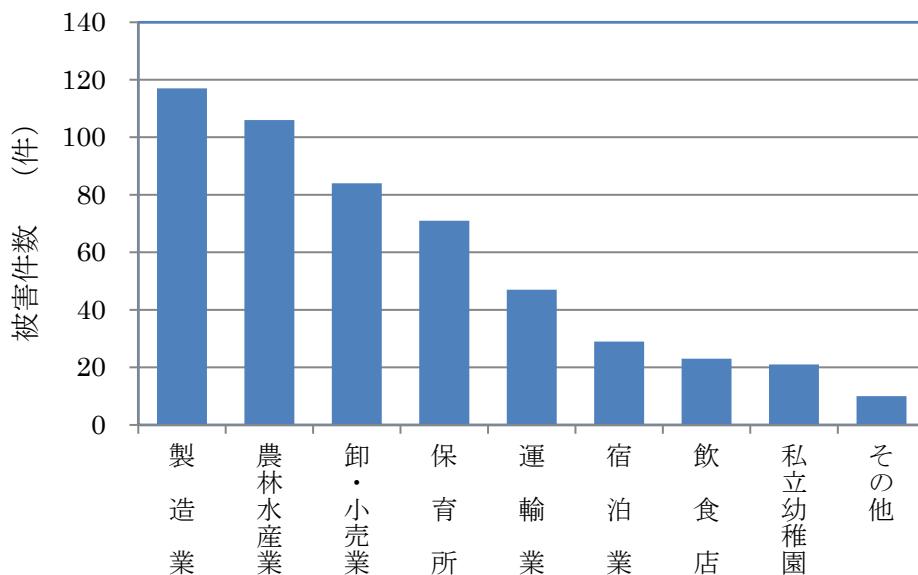


図 2 業種別の延べ被害件数

(3) 被害の類型

被害報告のあった 508 件の各類型の分類を図 3 に示す。

大分類：本来得られるはずであった利益が得られなかつた「逸失利益」の件数が 6 割で、原子力発電所事故が起きなければ本来必要のなかつた「追加的費用」が 4 割であった。

小分類：漠然と「売上減少」と報告のあった件数が 4 割で最も多く、次いで「検査費用」、「除染費用」、「代替品調達」等の追加的費用が多かつた。

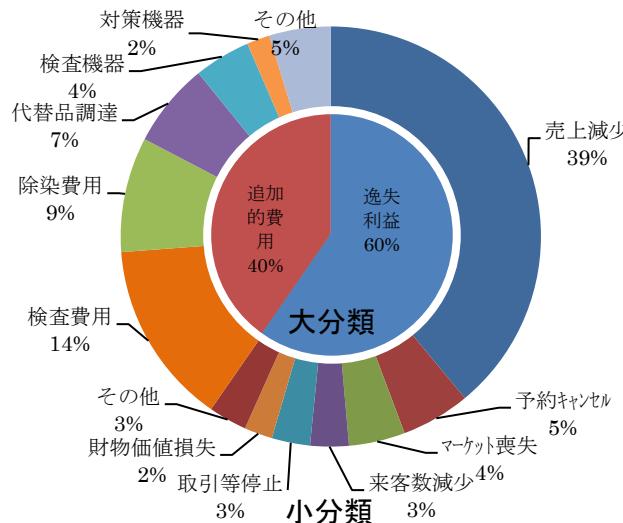


図3 被害の類型

(4) 被害額

報告のあった 338 事業者のうち具体的な被害額を計上した事業者は 157 事業者で、その総額は約 34 億円となつた。被害額の報告状況を業種別に見ると、「農林水産業」が最も多く、次いで「宿泊業」、「製造業」の順で多かつた（図 4）。ただし、181 の事業者が、被害額が「不明」または「未算出」と回答していることから、実際の被害額はこれをさらに上回ると推察される。

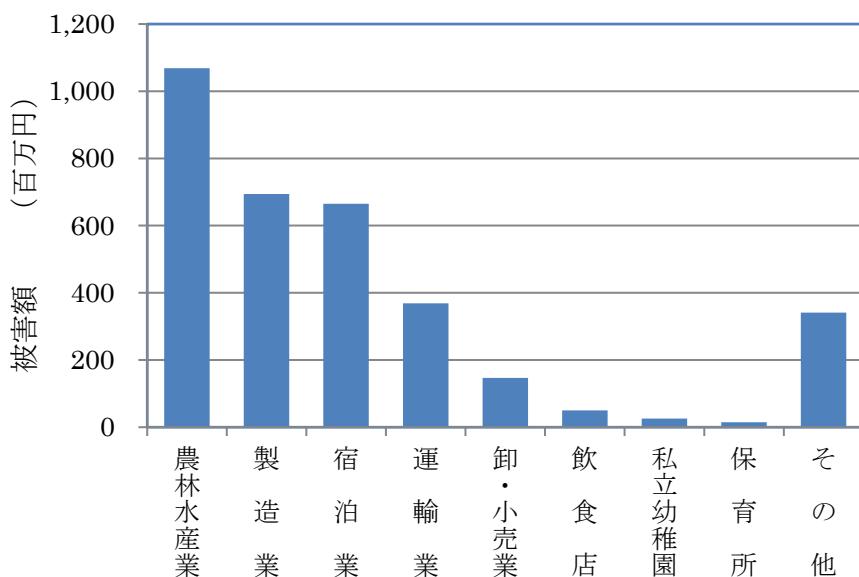


図4 業種別の被害額報告状況

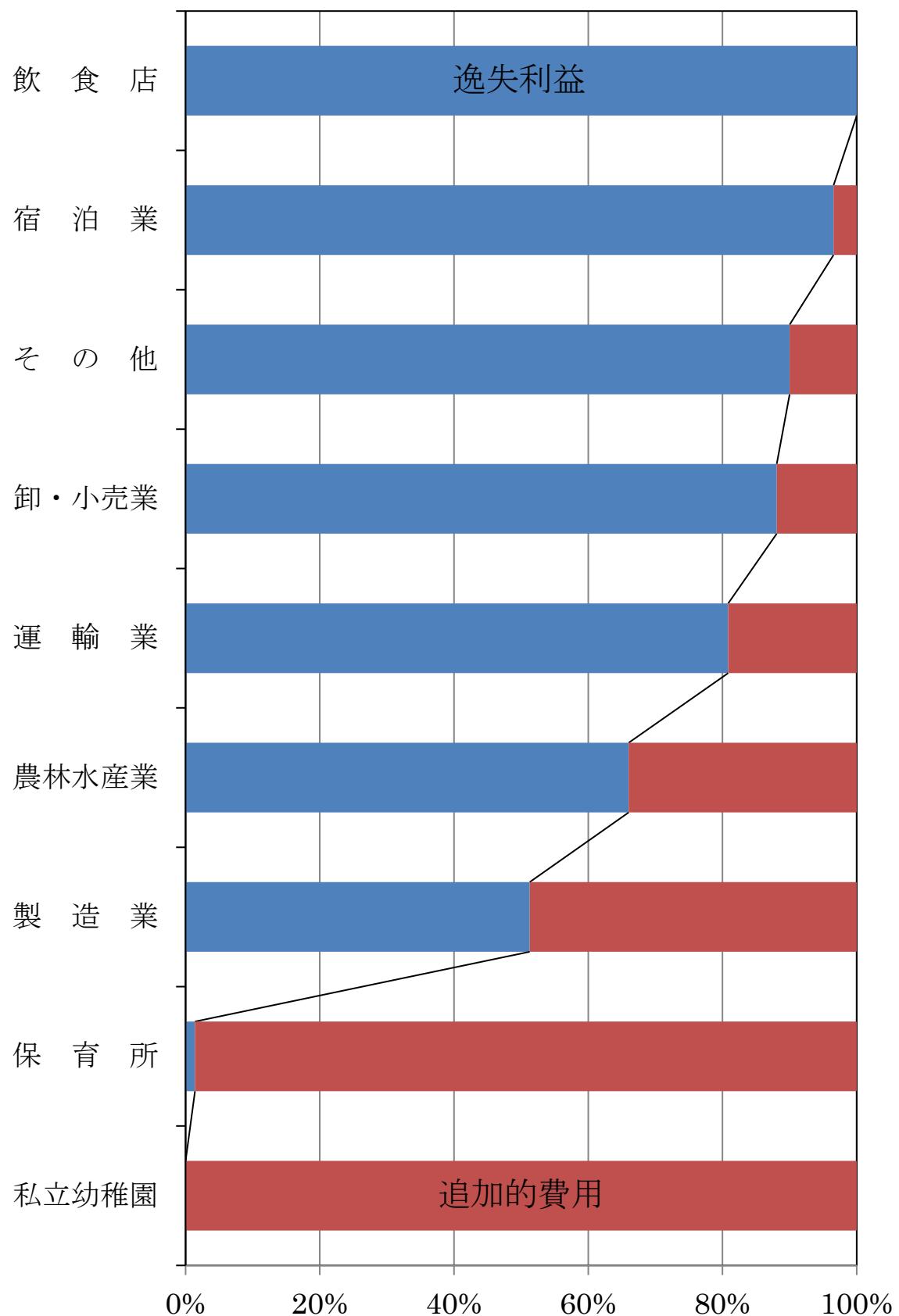


図5 業種別の被害の類型（大分類）

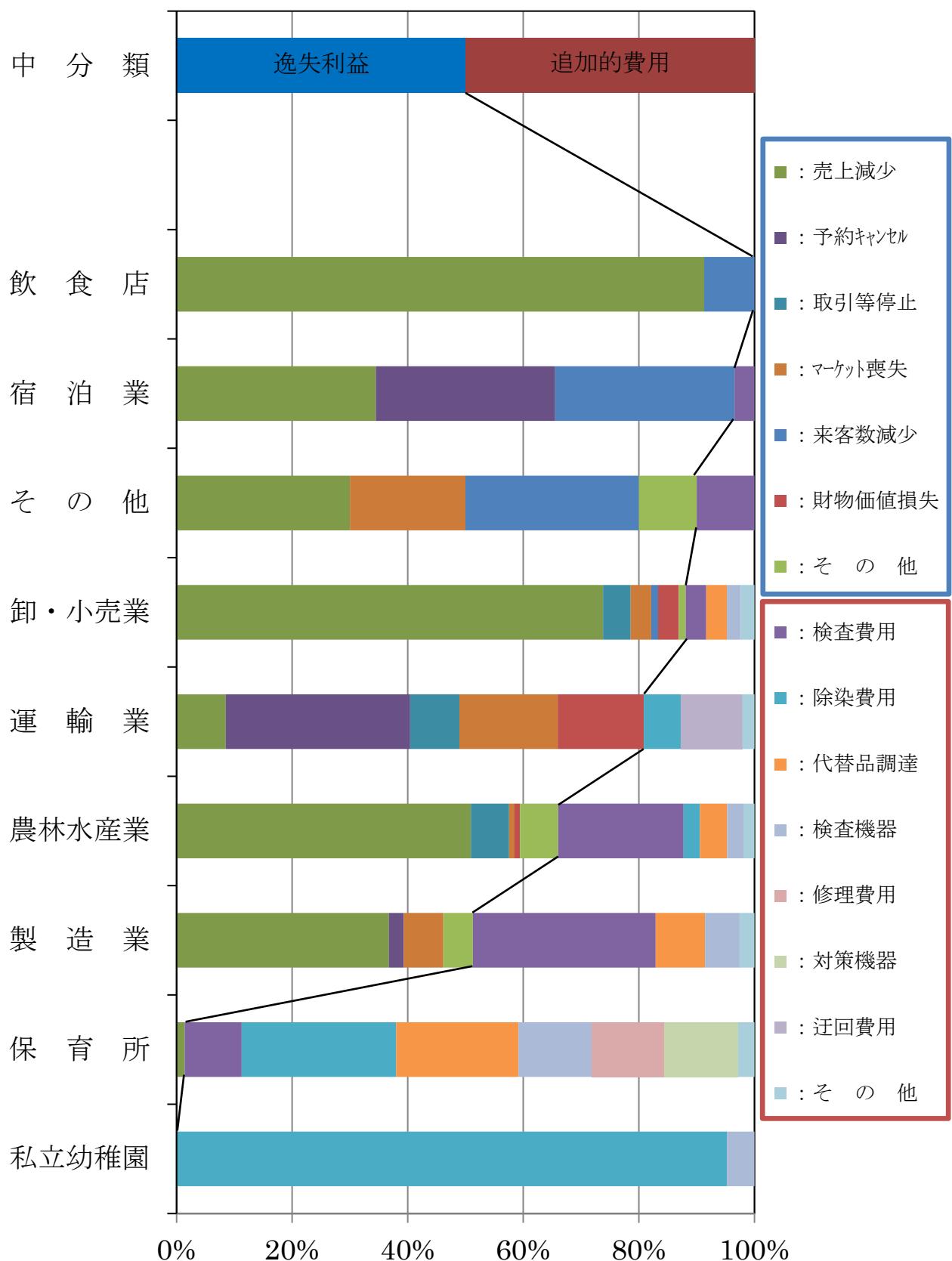


図 6 業種別の被害の類型（大分類及び小分類）

【別添資料2】

みやぎ県民会議損害賠償請求ワーキンググループ研修会 アンケート結果について

(1) 調査時期：平成24年2月20日 WG研修会終了後。

(2) 調査対象：WG研修会参加者

下記のとおり（※その他には県職員受講者含む）。

業種	農林水産業	製造業	卸・小売業	運輸業	飲食店	宿泊業	観光業	保育所	私立幼稚園	その他	合計
度数	7	9	9	20	0	1	2	1	1	30	80
(%)	9	11	11	25	0	1	2	1	1	37	100

(3) 調査結果：主な結果は下記のとおり。

Q1 研修会の内容について

総じて「大変参考になった」から「参考になった」の回答が多く、特に仙台弁護士会の講演について、中間指針、請求方法、具体的な事例等に対する関心が高い傾向であった。

一方、回答者によっては仙台弁護士会の講演や資料が難しいとの回答もあり、参加者により損害賠償や中間指針に関する認識に差異があると考えられた。

Q2 東京電力(株)に対する損害賠償請求状況について

(1) 貴社(貴団体等)の損害賠償請求に関する取組について

「現在請求を検討している」(23%)の回答が最も多く、ついで「請求するか判断できない」

(20%)、「今後請求する予定」(19%)と続いた。既に請求した事業者等(11%)も含め、今後何らかの対応を検討している事業者等は53%の半数以上であった。

一方で「請求するか判断できない」と回答する事業者が20%存在することは、宮城県における損害のほとんどが中間指針に明記されていないことや、中間指針の内容が抽象的である上に、震災の影響との区別が困難であることが理由として考えられた。

(2) 損害賠償請求にあたり弁護士への相談等について

弁護士への相談を望んでいる事業者は44%であったが、このうち「顧問弁護士はない」との回答が45%あることから、法律相談等の支援が必要と考えられた。

Q3 研修会の運営等について

(1) 研修会に参加した動機について(複数選択可)

「損害賠償の概要を知りたい」(23%)の回答が最も多く、「損害に該当するかどうかを知りたい」(12%)、「被害額の算定方法を知りたい」(12%)の回答が続いた。

また、「損害賠償の概要」、「中間指針の概要」、「損害に該当するか」等の基本的な項目に関する回答が65%と多かった。

一方、「被害額の算定方法」、「手続き等の詳細」、「書類の記載方法」等損害賠償請求に向けた具体的な取組の回答は26%であった。

(2) 今後の研修会の開催について

① 対象者について

「組合等の団体を対象とした研修会等」(58%)の回答が多かった。

② 内容等について

「業種又は団体単位の研修会」(32%)の回答が最も多く、「東京電力(株)による説明会」(15%)、「先行事例の紹介」(14%)が続いた。

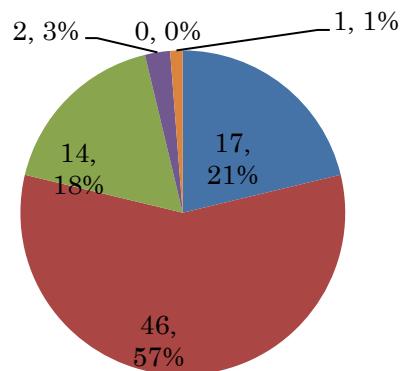
①、②の回答や業種毎に損害の類型も異なることから、今後は、業種又は団体を単位として、その業種の特性や損害賠償に対する準備の状況に応じて、「先行事例」の紹介や「法律相談」等を組み合わせた形での開催を検討する必要があると考えられた。

1. 本日の研修会の内容について

(1) 本日の研修内容に対する感想について、当てはまるものをお選び下さい。

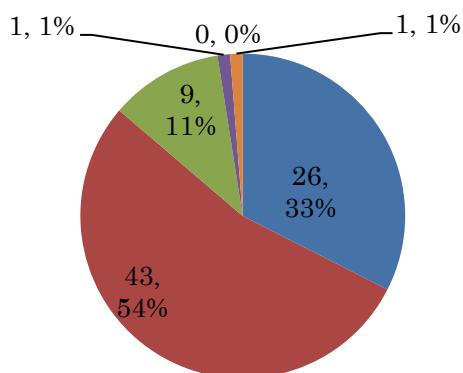
① 民間団体における被害状況調査の取りまとめ結果について [宮城県環境生活部原子力安全対策課]

項目	度数	(%)
■ 1.大変参考になった	17	21
■ 2.参考になった	46	58
■ 3.普通	14	18
■ 4.あまり参考にならない	2	3
■ 5.参考にならない	0	0
■ 6.未回答	1	1



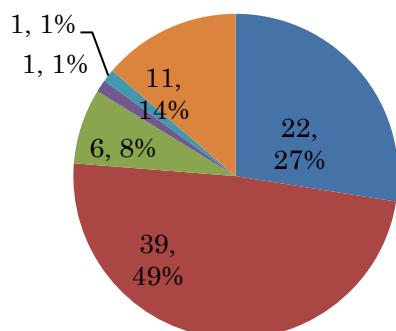
② 原子力発電所事故に関する損害賠償制度の概要について [仙台弁護士会]

項目	度数	(%)
■ 1.大変参考になった	26	33
■ 2.参考になった	43	54
■ 3.普通	9	11
■ 4.あまり参考にならない	1	1
■ 5.参考にならない	0	0
■ 6.未回答	1	1



③ JA グループにおける損害賠償請求の取組について [宮城県農業協同組合中央会]

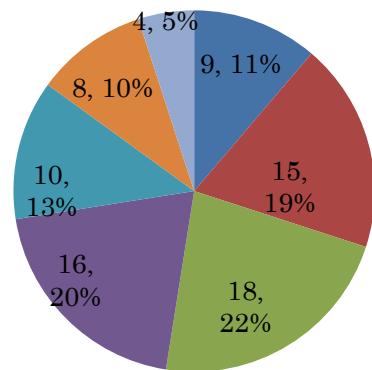
項目	度数	(%)
■ 1.大変参考になった	22	28
■ 2.参考になった	39	49
■ 3.普通	6	8
■ 4.あまり参考にならない	1	1
■ 5.参考にならない	1	1
■ 6.未回答	11	14



2. 東京電力（株）に対する損害賠償請求の取組状況について

(1) 貴社（貴団体等）の損害賠償請求に関する取組について、当てはまるものをお選び下さい。

項目	度数	(%)
■ 1.既に請求している	9	11
■ 2.今後請求する予定	15	19
■ 3.現在請求を検討している	18	23
■ 4.請求するか判断できない	16	20
■ 5.請求する予定はない	10	13
■ 6.その他	8	10
■ 7.未回答	4	5

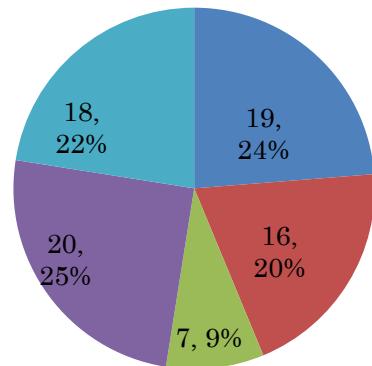


その他の回答内容

- ・団体等の取組である。
- ・既に請求し却下された。
- ・損害は不明である。
- ・会員により対応が異なるようである。

(2) 損害賠償請求にあたり弁護士への相談等について当てはまるものをお選び下さい。

項目	度数	(%)
■ 1.弁護士に相談したい (顧問弁護士がいる)	19	24
■ 2.弁護士に相談したい (顧問弁護士はない)	16	20
■ 3.弁護士に相談せずに独力で請求する	7	9
■ 4.その他	20	25
■ 5.未回答	18	23



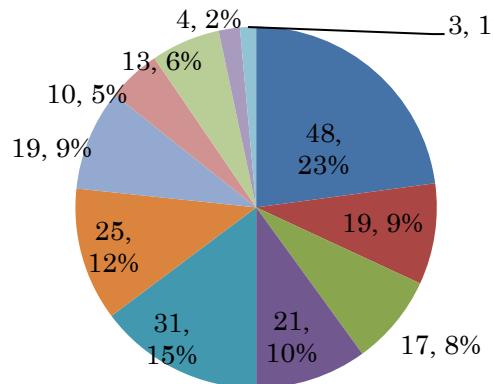
その他の回答内容

- ・顧問弁護士はいないので協会で相談したい。
- ・未定である。
- ・本社において請求する。
- ・組合で話したい。
- ・協会（団体）としての検討を要す。
- ・請求の予定無し。
- ・現在検討中である。
- ・まだ決めていない。
- ・所属団体の取組を見て判断する。
- ・業界団体で出来ればよい
- ・場合によっては請求したい。
- ・中央団体で協議する。

3. 研修会の運営等について

(1) 本研修会にご参加いただいた動機について、当てはまるものをお選び下さい（複数選択可）。

項目	度数	(%)
■ 1.損害賠償の概要を知りたい	48	23
■ 2.中間指針の概要を知りたい	19	9
■ 3.県内の被害状況を知りたい	17	8
■ 4.損害賠償を請求したい	21	10
■ 5.損害に該当するかを知りたい	31	15
■ 6.被害額の算定方法を知りたい	25	12
■ 7.手続き等の詳細を知りたい	19	9
■ 8.書類の記載方法等を知りたい	10	5
■ 9.相談窓口等を知りたい	13	6
■ 10.その他	4	2
■ 11.未回答	3	1



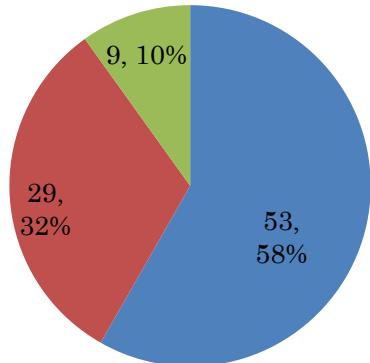
その他の回答内容

- ・現状把握のために出席。
- ・協会として対応した。

(2) 今後の本研修会等の開催について、希望するものがあればお選び下さい（複数選択可）。

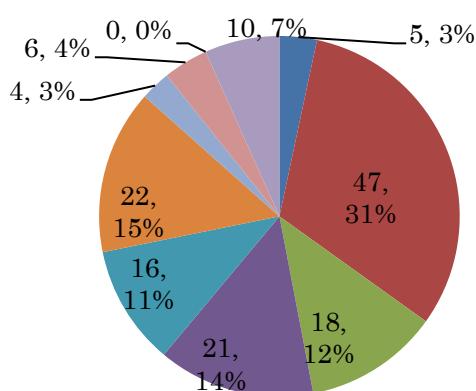
① 対象者

項目	度数	(%)
■ 1.組合等の団体を対象とした研修会等	53	58
■ 2.個々の事業者を対象とした研修会等	29	32
■ 4.未回答	9	10



② 内容等

項目	度数	(%)
■ 1.一般的な内容の研修会	5	3
■ 2.業種又は団体単位の研修会	47	32
■ 3.損害類型単位の研修会	18	12
■ 4.先行事例の紹介	21	14
■ 5.弁護士による個別法律相談	16	11
■ 6.東京電力(株)による説明会	22	15
■ 7.県内全域を対象とした研修会	4	3
■ 8.地域単位の研修会	6	4
■ 9.その他	0	0
■ 10.未回答	10	7



4. 本日の研修内容について、特に参考になった講演とそのポイントをご記入下さい。

【参考になった講演とポイント】	
全　　体	
<ul style="list-style-type: none"> ・数値と証拠書類で苦労している。請求書の記入が難しい。 ・講演はどちらも参考になった。 	
①宮城県環境生活部原子力安全対策課	
被害の類型、業種の特徴について	ほか類似意見 2件
<ul style="list-style-type: none"> ・類型、業態別の被害の特徴などが良かった。 	
②仙台弁護士会	
損害賠償全般について	
<ul style="list-style-type: none"> ・請求に対する考え方のポイントをつかむことが出来た。 ・これから損害賠償請求を行う予定のためある程度参考になった。 	ほか類似意見 3件
原子力損害の範囲について	
<ul style="list-style-type: none"> ・自分が考えていない部分まで損害賠償請求できることを知った。 ・負担が当然と考えていた検査費用などが請求対象となること。 	ほか類似意見 3件
具体的な事例について	
<ul style="list-style-type: none"> ・各分野での具体的説明が判りやすかった。 ・賠償請求の可能性についても事例を含め判りやすい説明で参考になった。 	ほか類似意見 7件
その他損害賠償請求の手続き等について	
<ul style="list-style-type: none"> ・各農産物の請求方法に関する部分。 ・仙台弁護士会の損害賠償請求の方法について。 	ほか類似意見 1件
③宮城県農業協同組合中央会	
<ul style="list-style-type: none"> ・JAグループの計算様式を全国統一としていること。 ・所属団体毎の賠償請求が有利である点。 ・JAの実際の取組は手に取るように理解でき、大変参考になった。 	ほか類似意見 9件

5. 今後、取り上げてもらいたいテーマや県に望む支援等がございましたら、ご記入下さい。

【テーマ】	
一般的な損害賠償請求に関するテーマ	
<ul style="list-style-type: none"> ・被害額の算定方法、具体的な手続き等、書類の記載方法について。 	ほか類似意見2件
<ul style="list-style-type: none"> ・複数の地域に渡る事業を行っているため、どこを基準にすべきなのか、それとも各自治体毎でも構わないのか知りたい。 	ほか類似意見4件
業種・団体等毎のテーマ	
<ul style="list-style-type: none"> ・相当因果関係を個別の事業者が個別に立証するのは極めて困難であることから、まとまって対応で ・業界または団体単位の研修会を進めて欲しい。小グループでの話し合いで、要望等を取りまとめるのも良いのではないか？ ・類型業種単位（バス、タクシー、ホテル、旅行、観光施設等）での研修会、意見情報交換会等。 	ほか類似意見3件
先行事例等に関するテーマ	
<ul style="list-style-type: none"> ・JA以外で損害賠償請求をして、支払いを受けた団体の話を研修会で聞いてみたい。 ・会員への広報等をするにあたり事例等を考慮して欲しい。運送業の場合個々の事情によりそれぞれ損害額を算定しなければならないと考えている。福島県の実情等も参考になるのではないか。 	ほか類似意見4件
東京電力(株)による説明会	
<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力（株）からの損害賠償請求書の作成方法の説明など 	ほか類似意見2件
その他のテーマ	
<ul style="list-style-type: none"> ・中間指針の詳細について。 ・新たな展開の都度、研修会等をお願いしたい。 	ほか類似意見1件
【支　援】	
損害賠償について	
<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥等の生産をしており検査結果に問題はなかったが出荷することは出来なかった。売上が無く経費負担に苦労した。当社はどこの団体へも入っていないので困っている。 	
放射能について	
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、県内で製造業を営む上で水・空気・土壤など問題が生じなければ問題ないが、宮城県産だから敬遠される心理状況に消費者がならないのか心配である。 	ほか類似意見2件
国への要望等について	
<ul style="list-style-type: none"> ・昨年福島県に在住していたが、福島県内と宮城県内での中間指針等の対応に相当な温度差があるので、県全体で東京電力（株），紛争審査会への強い働きかけが必要と考える。 ・損害賠償請求には費用が掛かり費用を差し引くと手取りが少なくなる。「被害者の立場の非交替性を考えると国も協力して完全被害補償されるべきと考える。 	ほか類似意見2件

6. ご意見・ご要望等ございましたら、自由にご記入下さい。

【自由記入欄】

研修会に対する意見・要望

- ・県内企業における被害状況について大変参考となりました。当協会に加盟をしていない事業者もいますので業種別の被害額はさらに上回っていることは確定的だと思われます。様々な団体の皆様と連動し効果的に活動できれば良いと思う。
- ・仙台弁護士会の資料が難しかった。
- ・大変参考になった。本研修の参加の機会を得て企画いただいた県の皆様に感謝する。
- ・業種別、団体での研修会を開催していただきたい。
- ・業種毎にWG研修会を開催して欲しい。
- ・損害賠償について、大変勉強になった。
- ・本研修会を開催していただき感謝する。

損害賠償請求に関する意見・要望

- ・弁護士に依頼して請求したとき、万が一賠償金が得られなかつた時は、請求者にとって弁護士費用、裁判費用がかかり損になることを考えると、賠償を得る確証が低い場合には請求しない方が良いと考えるべきか？
- ・個別交渉の場合でも、どこかが不利益な妥協にならないよう情報は業界内でしっかりと仕組み作りを出来ないか？とても良い取組なので実のあるものにしたいと考える。
- ・賠償金の資金が気になっている。広範囲にわたって、手厚い賠償ができるのか？請求時期によって、賠償金額に上限が設けられてしまうのか？将来が非常に不透明です。
- ・原賠法16条、17条の援助、措置で東京電力（株）の支出能力の判断について国がリストラ等の努力をするように指示、法規制はないのか？（税金が簡単に使われる事への懸念）過去の判例の中で営業損害相当期・間が弁護士の力量によって違うように感じた。

県への要望

- ・観光客の減少は当分続くことが予想される。今後ともキャンペーン等、多様な手段により対策を講じていただきたい。
- ・宿泊業の方々が多大な請求をしているのに、そのお客様を送迎するはずの運輸業からの請求が少ないとといったアンバランスが生じないよう、関連する業種団体の取りまとめを宮城県へ要望する。

中間指針に関する意見・要望

- ・東京電力（株）の加害者としてあまりにも誠意のない対応に怒りを感じている。
- ・東京電力（株）は中間指針に基づき賠償している。宮城県の範囲は参考資料のとおりなので、中間指針に追加で盛り込まれるよう働きかけを願うと共に福島県と同等の働きかけを願う。
- ・中間指針に宮城県の記載がほとんどないことが、県内企業を苦しめていると考える。中間指針に盛り込むためには各企業が何をすべきなのか？何を発信すべきなのか？中小企業には判らない。県全体で取り組んでいただきたい。
- ・知事も重要視している中間指針については県が国に対し最重点として働きかけを継続すべきである。
- ・中間指針へ盛り込まれるような取組が必要と感じた。
- ・このままでは地域限定の損害賠償となってしまう。
- ・中間指針が非常に判りづらい。

損害賠償請求に関する情報

- ・当社は福島県に事業所があり、そこの被害を算定しているところです。宮城県内の事業所については宮城県から福島県を運行しているバス路線のみ該当させ、請求する予定です。
- ・直接東京電力（株）に損害賠償請求したが却下されたため、現在福島県の弁護士に相談中。

その他の意見・要望

- ・放射能検査をスタンダードにはして欲しくない。基準値内でも出たら売れないで、損害賠償請求が必要になる。
- ・今後相談された場合即時対応できる例を教えていただきたい。
- ・正確な情報（特に原発施設）。今何が起きているのか？
- ・損害賠償は必ずしも必要か？被災地は、人々は帰宅できるのか？